

# 京都国立博物館所蔵文書「例規録」件名目録

館史編纂班

明治三十年（一九〇〇）五月一日、帝国京都博物館として開館した京都国立博物館は、一昨年開館百周年を迎え、次代へと新たなスタートを切ることになった。その際、記念事業のひとつとして「京都国立博物館百年史」を刊行し、当館百年の歩みを広く紹介した。しかし、百年史編纂過程で整理した公文書類については、来歴等について不明な点が多く、また現段階においては未登録の状態である。現状のままに放置すれば、近時のうちに散佚する可能性もあると考え、今回それら公文書の目録化を試み、『学叢』に掲載することになった。

これはまず館内での徹底的な文書群の把握を目指すことよって文書の散佚を防ぎ、次代に伝えることを第一義とする。そして条件が整えば、いずれは一般の研究者の利用に供することもその目的とする。

当館に残る公文書を概観すると、創設決定の明治二十二年から昭和三十年までの例規録、土地建物録、列品録、重要雑録、進退録、会計記録、講座記録など二百点あまりが存在する。その文書群の時代区分は大まかに、帝国京都博物館期（明治二十二年～三十三年）、

京都帝室博物館期（明治三十三年～大正十三年）、恩賜京都博物館期（大正十三年～昭和二十七年）、京都国立博物館期（昭和二十七年～）の四期に分類することができる。

このうち、帝国京都博物館から京都帝室博物館期（明治二十二年～大正十三年）の「例規録」八冊、「土地建物録」八冊、「列品録」四十八冊、「重要雑録」三冊、「進退録」五冊、「会計予算決算録」十二冊、「増加書籍」一冊の計八十五簿冊については、大正八年～昭和六年の間に図書寮により編纂されたものである。いずれも茶色の表紙にて数年ごとに一簿冊を成し、各年の巻頭に目次を綴じ込み、巻末には「年月 図書寮編纂」の印を付す。いずれも「永年保存」と明記されている。

これら八十五簿冊中の各目次を翻刻したものが、「京都国立博物館所蔵文書件名目録」である。今回は「例規録」八冊分のみを掲載しており、残り七十七簿冊については順次『学叢』に掲載してゆく予定である。

「例規録」は、当館創設決定時からの例規関係の文書を綴じ込んだものであり、列品・開館等についての諸規則、会計関係の記録、

館員の待遇など、館運営の根幹を成す文書を綴じ込んだ簿冊である。当時の京博は帝国（帝室）博物館（現東京国立博物館）の所管であり、現存する文書は稟議書体裁の案文が大半を占め、正文書は帝国（帝室）博物館に残されていたと考えられる。

しかし、案文には正文では窺えない事実関係も確認できる。たとえば稟議書の体裁故に館員の職掌動向がわかるという点や、宮内省への申請書についても、帝国（帝室）博物館の意図により書き直された部分が確認されるなど、当時の帝国（帝室）三館の微妙な立場の違いを読みとることもできる。したがって、この「例規録」は、当館の歩みを語るだけでなく、日本の博物館史を考える上での貴重な史料と言えるだろう。

## 凡例

一、本目録は、京都国立博物館所蔵文書「例規録」八冊の各年次巻頭に付された目録より作成したものである。

一、簿冊ごとに《》で区切り、各年ごとに【】であらわした。

例 《自明治廿二年至同廿三年 例規録》

### 【明治廿二年 例規録】

一、漢字は旧字体を現行の字体にあらため、異体字・俗字はでさるかぎり正字にあらためた。

一、原文中明らかに誤りと思われる文字についてはパーレンにて補正を行った。

一、本稿の解題、及び目録の翻刻・作成は、艦 由紀、小林昌代が行い、入力については河合優香の協力を得た。

《例規録 自明治廿二年至同廿三年》

【明治廿二年 例規録】

第一号 図書寮附属博物館ヲ廃シ更ニ帝国博物館、帝国京都博物館及帝国奈良博物館ヲ置キ官制ヲ定ムルノ件（宮内省達第六号）

（五月）

第二号 帝国博物館、帝国京都博物館及帝国奈良博物館ニ評議員竝学芸委員ヲ置キ其ノ待遇及人員ヲ定ムルノ件（宮内庁達第七号）

（五月）

第三号 帝国京都博物館官制細則制定ニ付キ大臣ヨリ達ノ件

（八月）

（附 録）

第四号 宮内省官吏死傷罹疾救助例制定ニ付キ大臣ヨリ達ノ件

（二月）

第五号 帝国博物館ノ事務権限ヲ大臣ニ伺定ノ件（帝国博物館原議）

（五月）

【明治廿三年 例規録】

第一号 帝国博物館、京都帝国博物館及奈良帝国博物館ノ常資定額ヲ大臣ヨリ達ノ件（内事課甲第二八四号）

（三月）

第二号 給仕呼次ノ給料ヲ日給ニ引直方内事課長ヨリ通牒ノ件

（三月）

第三号 帝室会計審査ニ係ル収入支出證明規定制定ニ付キ大臣ヨ

第四号

り達ノ件（内事課甲第五九六号）  
京都府管下ノ社寺什宝ヲ帝国京都博物館ニ移シ保管方竝  
収納金分与ノ標準ニ関シ府知事トノ協議書類ヲ大臣ニ供  
覽ノ件（帝国博物館原議）

（九月）

第五号

館長職務規程制定ニ付キ総長ヨリ達ノ件

（十月）

附 一 事務所落成ニ付キ備付品買入及予算ノ廉ニ関  
シ総長ヨリ指令ノ件

二 雇員及小使配置ノ儀ハ館長任命ニ付キ同職務  
規程ニ依リ館長ニ於テ処分スヘキ旨ヲ以テ主  
事ヨリ上申書返付ノ件

三 事務所備品消耗品等買入ノ儀ハ職務規程ニ依  
リ館長ニ於テ処分スヘキ旨ヲ以テ主事ヨリ伺  
書返付ノ件

第六号

当館事務所落成ニ付キ門衛兼守衛一名差置方総長ヘ伺ノ  
件

（十月）

第七号

当館会計事務担任經理方総長ヨリ達竝本年度四月以降総  
長ノ經理ニ係ル会計事務ヲ館長ニ於テ継続經理スヘキ旨  
ヲ以テ関係書類全部引渡ノ件

（十月）

第八号

帝国京都博物館ノ現金ハ京都出張内蔵寮現金取扱方ヲシ  
テ取扱ハシメ館長ニ於テハ会計細則ニ拠リ処務方内蔵頭  
ヨリ回答ノ件（帝国博物館原議）

（十月）

第九号

会計年度改正ノ旨竝二十四年度会計ハ四月ヨリ十二月ニ  
至ル九ヶ月間ノ実費予算ヲ呈出方総長ヨリ達ノ件

（十一月）

第一〇号

収入支出證明ノ為提出スル正当本人ノ受取書及納付書ニ

- ハ其ノ事由ヲ附記スヘキ旨総長ヨリ移牒ノ件 (十二月)
- 第一号 当館官制細則制定ニ付キ総長ヨリ達ノ件 (十二月)
- 第二号 雜則式例及支出科目種別ノ件

《例規錄 自明治廿四年至同廿七年》

【明治廿四年 例規錄】

- 第一号 自今陳列品竝來觀人員取調表ヲ年々提出方内閣統計局長ヨリ照会ノ件 (四月)
- 第二号 当館會計科目及會計順序制定ニ付キ総長ヨリ達ノ件 (四月)
- 第三号 館長職務規程訂正ニ付キ総長ヨリ達ノ件 (四月)
- 第四号 政府ノ恩給受領者ヲ宮内省官吏准官吏ニ任用ノ場合ニ於ケル俸給支給額ニ関シ大臣ヨリ内訓ノ件 (六月)
- 第五号 本年四月以後非職ヲ命セラレタル者ニハ其ノ月ノ俸給全額ヲ支給スルノ件 (内事課甲第一三一号達) (九月)
- 第六号 宮内省官吏准官吏恩給例外勤仕者給与例中改定竝二十三年八月九日以後ノ退職者ニモ本例適用ノ旨大臣ヨリ達ノ件 (十月)
- 第七号 改正恩給例外勤仕者給与例達但書ノ適用ノ範圍伺定ニ付キ調査課長ヨリ通牒ノ件 (十一月)
- 第八号 常用部予算内經常費支出執行程限、同分派會計主管別、同會計順序、同會計科目及御資部會計順序中改正加除ノ件 (内事課甲第一四六号達) (十一月)

附一 常用部會計順序中正誤ノ儀内事課長ヨリ通牒ノ件

- 第九号 公文檢印式改定ノ件 (内事課甲第一四八号達) (十一月)
- 第一〇号 判任官以下ニシテ新任又ハ他官庁ヨリ転任シ直ニ地方在勤ヲ命セラレタル者ノ俸給支給方ノ件 (内事課甲第一五一号達) (十一月)
- 第一一号 會計法ノ適用及執務上ノ疑義ニ関スル廉書ヲ館長ニ供覽ノ件

(附 録)

- 第二二号 帝国博物館守衛人及畜養人ニ対スル増給又ハ慰勞金支給格例ノ件 (十二月)

【明治廿五年 例規錄】

- 第一号 宮内省ヨリ恩給ヲ受クル者政府ノ判任官以上ニ任シ俸給ヲ受クルトキハ恩給ノ支給ヲ停止スルノ件 (宮内省達甲第二号) (二月)
- 第二号 官等改正ニ付キ勅奏任官ノ旅費支給等級更正ノ儀決裁ノ旨内蔵寮ヨリ通牒ノ件 (帝国博物館移牒) (二月)
- 第三号 宮内省官吏旅費規則第二条内国旅費官給欄内改正ノ件 (内事課甲第一二二号達) (二月)
- 第四号 他官庁ノ官吏ヲ旅行セシムル場合内国旅費支給方ノ件 (内事課甲第一二三号達) (三月)
- 第五号 令達告示外ノ官庁出版物ハ總テ出版条例第四条ニ拠リ取扱ヘキ旨内務大臣ヨリ通牒ノ件 (三月)



第六号 皇室會計条規御資部 常用部第四十六條第十項改正ノ件 (内事課 甲第二九号達) (三月)

第七号 市内汽車汽船陸路旅行相跨ルモノ、旅費計算方内藏寮ニ於テ稟議決裁濟ニ付キ帝国博物館ヨリ通牒ノ件 (四月)

第八号 雜部會計順序書式第三号寄托金引出切符裏書三井銀行本店ニ於テ現金ト交換シ得ル一項取消ノ儀決裁ノ旨内藏寮ヨリ通牒ノ件 (帝国博物館移牒) (五月)

第九号 帝国京都奈良兩博物館臨時費ノ内東京ニ於テ支払ヲ要スルモノノ取扱方稟議ノ件 (帝国博物館原議) (七月)

第一〇号 内藏寮現金取扱方ニ関スル三井銀行命令書中追加ノ旨久保田主事ヨリ移牒ノ件 (八月)

第一一号 金品寄附者行賞ノ儀ハ総長ニ於テ施行ニ付キ年末迄ノ分取調報告方久保田主事ヨリ通牒ノ件 (九月)

第一二号 收入支出證明規程中改正刪除ノ儀帝国博物館ヨリ移牒ノ件 (十月)

第一三号 工事其ノ他請負約定書取極方館長ヘ伺ノ件 (十月)

第一四号 帝国京都奈良兩博物館建築材料ノ内不用品払下竝代金經理方裁可ニ付キ久保田主事ヨリ通牒ノ件 (十一月)

第一五号 帝国京都 奈良博物館會計科目追増ノ儀裁下ニ付キ久保田主事ヨリ通牒ノ件 (十一月)

第一六号 負傷罹疾救助例竝俸給支給規則第二十条、第二十一条及第二十二條ニヨル手当金請求ノ場合処務方調査課長ヨリ申牒ノ件 (十二月)

第一七号 内匠寮場所付雇ノ給料ニ限り当館ニ於テ支払方久保田主

事ヨリ通牒ノ件 (六月)

第一八号 京都博物館建築所ニ於ケル内匠寮出張所門衛心得竝小使心得館長ヘ供覧ノ件 (七月)

第一九号 京都府明治二十六年度請願巡查費用徴収額ノ件 (府令第七十六号ヲ以テ京都市ヘ布達) (十二月)

第二〇号 帝国博物館物品取扱規程ノ件

【明治廿六年 例規録】

第一号 京都博物館建築ニ付キ投票ヲ要スル場合概算金百円以上ノ分開札ニ際シ主任技師不在ノ節館長ニ於テ立会方竝請負人身元保證金ノ儀ニ関シ久保田主事ヘ協議ノ件 (一月)

第二号 館務ヲ分担シ其ノ主任者ヲ定ムルノ件 (一月)

第三号 内藏寮現金取扱方ニ寄托スヘキ臨時費建築費ノ最高見積額取調方竝現金取扱方ニハ多額ノ金員ヲ寄托シ置カサルコトニ取計方久保田主事ヨリ照会ノ件 (二月)

第四号 帝国京都奈良兩博物館建築ニ付キ請負者ヨリ没収セル違約金ヲ建築費ニ組入科目追加ノ儀裁下ノ旨久保田主事ヨリ通牒ノ件 (二月)

第五号 會計事務ヲ博物館事務所ニ移シ吏員詰切処理方伺ノ件 (三月)

第六号 弁当賜与規則竝賄料支給規則ノ件 (内事課甲第九号達) (三月)

第七号 宮内省官吏旅費規則第二條中内国旅費ノ項改正竝同條外国旅費中及第三十條中「皇族」ノ文字削除ノ件 (内事課

(附 録)

第一七号 内匠寮場所付雇ノ給料ニ限り当館ニ於テ支払方久保田主

事ヨリ通牒ノ件 (六月)

宮内省官吏旅費規則第二條中内国旅費ノ項改正竝同條外国旅費中及第三十條中「皇族」ノ文字削除ノ件 (内事課

- 甲第一一〇号達) (三月)
- 第八号 宮内省ノ恩給受領者ニシテ宮内省ヨリ一定ノ俸給ヲ受クル職務ニ就キタル場合恩給停止方ノ件 (宮内省達甲第一号) (三月)
- 第九号 政府ノ恩給受領者ヲ等外吏傭員其ノ他一定ノ俸給アル職員ニ採用ノ場合ハ二十四年六月甲第一〇六号内訓ニ依ルヘキ旨内訓ノ件 (三月)
- 第一〇号 明治二十四年三月十二日達常用部分派會計主管別中へ宮内省献金及製艦費補充ニ関スル事項追加ノ件 (内事課甲第三四号達) (四月)
- 第一号 臨時費ノ内遠隔地へ回金スヘキ為替料支払科目ノ儀ニ付キ久保田主事へ協議ノ件 (四月)
- 第二号 本年三月甲第九号達弁当賜与規則中第一条及第五条改正ノ件 (内事課甲第四七号達) (五月)
- 第三号 弁当賜与規則第一条弁当賜与ノ場合伺定ニ付キ内事課長ヨリ通牒ノ件 (内事課丙第三三二号) (五月)
- 第一四号 地震噴火及地質上ニ関スル變動、磁気学上ニ関スル異変竝其ノ兆候アル場合ハ震災予防調査会へ照電ノ儀内事課長ヨリ移牒ノ件 (五月)
- 第一五号 宮内省官吏俸給支給規則第三条ニ該当スル小者へ支給スヘキ給料ノ儀決裁ニ付キ調査課長ヨリ通牒ノ件 (調査課第三八六号) (九月)
- 第一六号 金員支出調書書式改正ニ付キ本館同様取扱方帝国博物館ヨリ通牒ノ件 (十二月)
- 第一七号 特別文具支給規則制定竝施行方ノ件 (内事課甲第九四号)
- 第一八号 庁用文具支給方廃止ノ件 (内事課甲第九三三号達) (十二月)
- 第一九号 庁用器具及被服ヲ主管部局ノ所管ニ付シ更ニ所要部局へ配置シ其ノ所用中ハ所要部局ニ於テ保管ノ儀大臣ヨリ達ノ件 (内事課甲九五号) (十二月)
- 第二〇号 皇室會計法中改正竝施行方ノ件 (内事課甲第九八号達) (十二月)
- 第二一号 皇室會計法中改正竝施行方ノ件 (内事課甲第九九号達) (十二月)
- (附 録)
- 第二二号 京都博物館建築構内取締ノ為宿直ノ雇員へ弁当料支給ノ件 (内匠寮原議) (一月)
- 第二三号 製艦費トシテ御内廷費御省減下付ニ関シ本省官吏献金ノ儀大臣内諭ノ趣ヲ以テ主事ヨリ通牒ノ件 (二月)
- 第二四号 事務処弁ノ為雇員一名ヲ宿直セシムルノ件 (二月)
- 【明治廿七年 例規録】
- 第一号 建築臨時費下渡金ニ関スル代理委任状ハ当館ニ於テ直接本人ヨリ本紙ヲ徴スヘキ旨内匠寮出張所へ照会ノ件 (一月)
- 第二号 後任館長未著中ハ特別委任事項ノ外ハ本館総長ニ於テ処決ノ旨久保田主事ヨリ通達ノ件 (二月)
- 第三号 収入支出證憑書類ノ表紙ニ掲載スル枚数ハ自今證書番号

- 数ニ抛ラス現在枚数ヲ以テスル旨帝室会計審査局長ヨリ  
通知ノ件 (二月)
- 第四号 後任館長未著中建築費ニ係ル出納ハ制限ヲ立テサルモ日  
常普通ノ出納ハ一件拾円未満ノ分ニ限り処決施行方ヲ書  
記大澤敬之ニ委任ノ旨総長ヨリ達ノ件 (二月)
- 第五号 館長職務規程下款判任官及傭員ニ出張ヲ命スル件但書中  
改定ノ儀総長ヨリ達ノ件 (二月)
- 第六号 京都博物館建築ニ付キ入札ヲ要スル場合ニ於テ概算百円  
以上ノ分開札ノ節館長不在ノ時ハ代理トシテ筆頭書記ヲ  
立会ハセ請負人身元保證金證書等ハ館長名ニテ交付スヘ  
キ旨内匠頭へ回答ノ件 (帝国博物館原議) (三月)
- 第七号 給与費俸給ノ内新任転免黜陟等ノ節ハ其ノ事由及月日ヲ  
受領證書へ漏ナク記載方帝室会計審査局長ヨリ通牒ノ件  
(三月)
- 第八号 当館事務分担規程中改正ノ件 (三月)
- 第九号 京都博物館職員増置等実施ニ付キ本年度経費実費増額ノ  
儀裁可ノ旨久保田主事ヨリ通牒ノ件 (三月)
- 第一〇号 公文受授件名簿調製方館長へ伺ノ件 (四月)
- 第一号 分科及事務分担規程竝分担員ヲ定ムルノ件 (四月)
- 第一二号 帝国京都奈良博物館會計科目中不用植物払下代追増ノ儀裁下  
ニ付キ久保田主事ヨリ通牒ノ件 (四月)
- 第一三号 兼任者ノ旅費支給方ニ関スル質議ニ対シ調査課長ノ回答  
ヲ久保田主事ヨリ移牒ノ件 (五月)
- 第一四号 当館庭園内ニ仮制札建設方竝同揭示文例伺定ノ件(六月)
- 第一五号 各科ニ於テ取扱フ公文ハ其ノ種類ニ從ヒ編綴保存方竝簿  
冊種別ノ儀伺定ノ件 (六月)
- 第一六号 宣戰ニ付キ経費一層節約方久保田主事ヨリ伝達ノ件 (八月)
- 第一七号 寄託金出納手續竝仮渡郵便切手整理方ニ関シ中溝審査官  
ヨリ通牒ノ件 (八月)
- 第一八号 帝国博物館及京都奈良博物館會計科目雇費ノ内ニ巡查諸給ヲ  
追増ノ儀裁下ニ付キ久保田主事ヨリ通牒ノ件 (八月)
- 第一九号 會計順序簿記式中出納閉鎖後ノ書式記載方帝国博物館會  
計課ヨリ通牒ノ件 (十月)
- 第二〇号 帝国京都奈良博物館會計順序第四条及第十三条中追加ノ儀裁  
下ニ付キ久保田主事ヨリ通牒ノ件 (十月)
- 第二一号 帝国京都奈良博物館會計科目中別途受託金ノ項追増ノ儀裁下  
ニ付キ久保田主事ヨリ通牒ノ件 (十一月)
- (附 録)
- 第二二号 帝国博物館玄関受付所外四ヶ所ニ特別文具供置ノ儀稟議  
ノ件 (帝国博物館原議)
- 《例規録 自明治廿八年至同二十年》
- 【明治廿八年 例規録】
- 第一号 帝国京都奈良両博物館出品規則制定ノ儀総長ヨリ達ノ件 (一月)
- 第二号 建築場門衛守衛人宿直増員ノ儀伺ノ件 (二月)
- 第二号 帝国京都奈良博物館社寺什宝受託規則公示施行ニ付キ管内社

寺へ示達方京都奈良両府県知事へ照会ノ儀総長二伺ノ件

(二月)

第四号

帝国<sup>京都</sup>奈良博物館會計科目中社寺分与金ノ一節追増ノ儀稟議ノ件(帝国博物館原議)

(二月)

第五号

博物館へ物品ノ寄附及献納ヲ願出タル場合ニ於ケル処分ニ関シ久保田主事ヨリ通牒ノ件

(六月)

第六号

巡查ヨリ判任官以上ニ陞任セル在官者ニシテ巡查奉職中ニ於ケル満年賜金ノ支給方ニ関シ調査課ヨリ通牒ノ件

(七月)

第七号

当館開閉心得伺定ノ件

(八月)

第八号

叙功者ノ官位記正式書式ヲ内事課長ヨリ通牒ノ件(八月)

(八月)

第九号

判任補欠雇員ノ任免黜陟ハ毎月取纏メ通知方帝室會計審査局長ヨリ照会ノ件

(八月)

第一〇号

帝国京都博物館官制細則第二条中追加ノ儀久保田主事ヨリ伝達ノ件(内事課甲第二二三号達)

(八月)

第一一号

帝国京都博物館出品規則第七条但書及第十七条改正ノ儀総長ヨリ達ノ件

(九月)

第一二号

当館敷地内禁制札揭示ノ儀総長へ伺定ノ件

(九月)

第一三号

宮内省官吏俸給支給規則第九条後段又以下删除ノ件(内事課甲第四六号)

(九月)

第一四号

帝国京都博物館會計科目臨時費中創設費追増ノ件

(十二月)

(附 録)

第一六号 帝国奈良博物館會計科目中繰替借及繰替借償還ノ項目追増ノ儀稟議ノ件(帝国奈良博物館原議)

増ノ儀稟議ノ件(帝国奈良博物館原議)

【明治廿九年 例規録】

第一号

新年拝賀其ノ他宮中宴会等不参ノ節ニ於ケル御断書及三大節賀表差出方心得ヲ式部職ヨリ通牒ノ件

(一月)

第二号

皇室會計条規第十三条及第十九条中追加ノ儀大臣ヨリ達ノ件

(二月)

第三号

社寺宝物調査蒐集竝社寺報酬等ニ関スル費用支弁方総長へ伺ノ件

(二月)

第四号

派出巡查勤務仮規則制定ノ為松原警察署長へ協議方伺ノ件

(四月)

第五号

鑑査等級ノ標準竝出張鑑査心得等ニ関シ臨時全国宝物取調委員長へ照会ノ件

(五月)

第六号

政府ヨリ恩給ヲ受クル者ヲ採用ノ場合ハ其ノ都度通牒方内蔵頭ヨリ照会ノ件

(六月)

第七号

社寺寄托品又ハ己人出品等鑑別及考證取調方依嘱ノ儀竝日常報酬ヲ本館事務所費ヲ以テ支弁シ館長ニ於テ執行方総長へ伺ノ件

(七月)

第八号

寄托品鑑別ノ為京都府竝隣具管内ニ限り出張三泊以内ハ伺ヲ経ス館長ニ於テ専行ノ儀指令ノ件

(七月)

第九号

社寺寄托品及一己人出品鑑別考證依嘱者市内巡回ノ節ニ於ケル日当竝人力車賃ヲ本館經費ヨリ支弁方総長へ伺ノ件

(七月)

件 (七月)

第一〇号 帝国博物館、帝国京都博物館手当金支給規則裁定ニ付キ  
久保田主事ヨリ通牒ノ件 (七月)

第一一号 総長出張不在中理事高嶺秀夫ニ事務代理ヲ命セラレタル  
旨帝国博物館ヨリ通牒ノ件 (十月)

第二二号 建物修繕申立負担区分ヲ廃シ宮殿離宮御所御殿御用邸竝  
本省庁舎諸建造物ニ関スル修繕手續制定ノ件 (内事課甲  
第八一号達) (十二月)

第二三号 当館會計科目改定ノ儀竝明治三十年度予算組替書及同組  
替仕訳書進達方総長ヨリ達ノ件 (十二月)

第一四号 社寺仏堂所有ノ宝物、仏像ノ出品又ハ模写等ニ関シテハ  
予メ県庁へ照会方竝管理者ヨリ寄託申立ノ節ハ県庁ヲ經  
由スルカ又ハ県庁許可ノ指令ヲ添付スルモノ、外受理ナ  
キ様為サレタキ旨滋賀県知事ヨリ照会ノ件 (十二月)

第一五号 当館理事ノ職務及館長不在中事務代理ノ儀ニ付キ久保田  
主事ヨリ通牒ノ件 (十二月)

(附 録)

第一六号 帝国博物館小使増給賞与格例ヲ久保田主事ヨリ回付ノ件  
(二月)

第一七号 当館陳列品区分ニ関シ参考ノ為帝国博物館工芸部区類別  
回付方同館へ依頼ノ件 (三月)

第一八号 当館出品規則官報へ掲載方久保田主事へ依頼ノ件(三月)  
第一九号 受託目錄書式ノ件

第一号 事務所宿直心得ヲ定メ施行ニ付キ館長ヨリ達ノ件(一月)

第二号 帝国京都博物館會計科目中有価證券ノ項増ノ儀裁下ニ  
付キ久保田主事ヨリ通牒ノ件(帝国博物館稟議)(二月)

第三号 帝国京都奈良両博物館ノ内蔵寮現金取扱方ニ対スル寄託  
高竝覧觀札下置高ノ儀ニ付キ久保田主事ヨリ協議ノ件 (一月)

第四号 当館現金取扱方ヲ株式会社京都商工銀行ニ命シタル旨内  
蔵頭ヨリノ通知ヲ久保田主事ヨリ移牒ノ件 (二月)

第五号 夜間警備巡查増員方竝經費支弁ノ儀総長へ伺ノ件(二月)

第六号 覧觀札売下手数料改定ノ儀総長へ伺ノ件 (三月)

第七号 允請巡查勤務方法ノ儀ニ付キ松原警察署へ回答ノ件 (三月)

第八号 部課分掌規程以下諸規則制定ノ儀総長ニ稟申ノ件(三月)

- 一 部課分掌
  - 二 本館陳列品区類分画
  - 三 來觀人心得
  - 四 帝国京都博物館特別覧觀規則
  - 五 帝国京都博物館受託社寺什宝修補例
  - 六 帝国京都博物館下足番請負人心得
  - 七 園内出店者心得
  - 八 帝国京都博物館守衛採用手續
  - 九 帝国京都博物館守衛心得
  - 一〇 帝国京都博物館構内揭示
- 第九号 帝国京都博物館出品受授手續制定ノ儀総長ニ稟申ノ件

【明治三十年 例規録】

- 第一〇号 在職滿五年以上ノ高等官ニシテ廢官退官及病氣危篤ノ際  
八位階昇叙申立方爵位局長ヨリ申牒ノ件(帝國博物館移  
牒) (三月)
- 第二〇号 芸学校へ回答ノ件 (九月)
- 第二一〇号 社寺分与金ニ対スル受取書式ヲ主事ニ協議ノ件 (九月)
- 第二二号 皇室會計条規竝常用部特別會計規則中改正及修正刪除ノ  
件(内事課甲第九〇号、九一号達) (九月)
- 第一一号 当館閉館ニ付キ常時及一時限觀覽券ヲ調製シ門跡始知名  
ノ士及特別尽力者ニ贈付方總長へ伺ノ件 (四月)
- 第二二二号 毎月證明中支出金ヲ要セサル月アルトキハ翌月十五日迄  
ニ通知方帝室會計審査局長ヨリ通牒ノ件 (十月)
- 第二二二号 玄關昇降口ニ注意書揭示案伺ノ件 (十一月)
- 第二二二号 宮内省官吏旅費規則中加除修正ノ件(内事課甲第一〇二  
号達) (十一月)
- 第二二二号 宮内省官吏俸給支給規則中加除修正ノ件(調査課甲第一  
号達) (十一月)
- 第二二二号 本省官吏勉勵手当給与内規制定ノ儀大臣ヨリ達ノ件 (十一月)
- 第一二四号 帝國<sup>京都</sup>奈良博物館列品守衛人及小使給額改正ノ儀總長ヨリ  
指令ノ件 (六月)
- 第二二六号 本省官吏勉勵手当給与内規制定ノ儀大臣ヨリ達ノ件 (十二月)
- 第一二五号 賄料支給規則第三項中改正施行ノ件(内事課甲第六一  
号達) (七月)
- 第二二七号 宮内省判任官以下定員条規及宮内省官制第六十一条備員  
定員俸額増給概規中改正ノ儀内達ニ付キ本規則ノ寫書回  
付方主事へ依頼ノ件 (十二月)
- 第一二六号 本年二月宮内省達甲第二号ニ依リ懲戒懲罰ヲ免除セラレ  
タル者ニシテ勅令第十四号ノ解釈ニ関スル閣議ノ趣旨ニ  
該当スル者ノ処分方竝調査上申ノ儀ニ付キ大臣ヨリ内達  
ノ件 (八月)
- 第二二八号 本省官吏勉勵手当給与内規条項中当館守衛及小者ニ適用  
上ノ疑義ニ関シ主事へ照会ノ件 (十二月)
- 第一二七号 寄託什宝ノ内臨時全国宝物取調局ニ於テ鑑査未済ノ分ハ  
社寺什宝受託規則第八條但書ニ依リ相当部ニ編入シ置ク  
ヘキ旨久保田主事ヨリ申牒ノ件 (八月)
- 第二二九号 官制第六十一条備員定員俸額増給概規第一条乃至第三条  
ヲ改正シ第八條ヲ削除シ第九條ヲ第八條トナスノ件(調  
査課秘第六号達) (十二月)
- 第一二八号 出品證明書下付ノ制ヲ設ケ請求者へ交付ノ儀總長ニ伺ノ  
件 (附 録)
- 第三〇号 宮中喪期間喪章ヲ付スヘキ儀ニ付キ主事へ照会ノ件
- 第一九号 当館藏粉本五十一點臨模取急返還方竝向後模写ノ為貸付  
ノ場合ハ特別觀覽規則ニ依リ取扱フヘキ旨京都市美術工  
場
- 第三一〇号 皇太后陛下大喪費會計規程制定ノ件(内事課甲第七号)



第三二号 宮中喪期中ニ付キ開會式ハ遠慮シ招待出品人ノ随意參觀ヲ為サシメ開館廣告ハ官報ニ掲載ノ儀久保田主事ニ照會ノ件 (三月)

第三三号 俸給手当月額六十円以下ハ四月以降内廷費獻金ニ及ササルノ件 (内事課甲第二八号達) (四月)

第三四号 臨時全国宝物取調局廃止ノ件 (内事課甲第八二号達) (九月)

第三五号 宮内大臣秘書官、内大臣秘書官ハ文官任用令ノ規程ニ拘ハラス任用スルコトヲ得ルノ件 (内事課甲第八五号達) (九月)

第三六号 古社寺保存法ノ件 (法律第四九号) 附 勅令第四百四十六号

第三七号 古社寺保存法施行細則ノ件 (内務省令第三五号)

第三八号 古社寺保存法第四条ニ依ル特別保護建造物及国宝調ノ件 (内務省告示第八七号、同第八八号)

《例規錄 自明治卅一年至同卅二年》

【明治卅一年 例規錄】

第一号 特種什宝取扱方竝社寺什宝受託規則第八条適用上ノ疑義ニ関シ総長ヘ伺ノ件 (二月)  
第二号 豊臣時代品特別陳列ニ際シ出品ノ受授館ノ開閉及火ノ元等自今一層注意方館員ヘ達ノ件 (三月)

第三号 台湾へ出張スル者ノ旅費支給額ノ件 (調査課甲第一一号達) (三月)

第四号 天長節酒饌料ハ自今地方在勤者ヘモ下賜セラルヘキ旨久保田主事ヨリ通牒ノ件 (五月)

第五号 會計順序第十四条第一項決算書々式改正ノ儀裁可ノ旨帝國博物館ヨリ通牒ノ件 (五月)

第六号 予算外支出注意節略方内蔵頭ヨリ通知ノ件 (六月)

第七号 宮内省官吏旅費規則第二十六条改正ノ件 (調査課甲第二三三号達) (六月)

第八号 一 明治二十四年六月二十七日付及同二十六年三月二十八日付内訓廃止竝判任官准判任官俸給定額中ニハ恩給控除額ヲ包含セサル儀ト心得ヘキ旨内訓ノ件 (調査課第一七号) (六月)

二 准判任官以上ニシテ政府ヨリ恩給ヲ受クル者ノ俸給ハ其ノ恩給相当額ヲ控除シテ支給方竝施行ノ儀ニ付キ達ノ件 (調査課甲第二六号) (六月)

三 前項調査第一七号及同甲第二六号達ノ旨趣ニ関シ本省ニ就キ聞取ノ要領竝政府ノ恩給受領者ニ対スル俸給引直シ支給方ニ付キ久保田主事ヨリ通牒ノ件 (六月)

第九号 博物館官制細則第三条第八改正ノ件 (調査課甲第二四号達) (六月)

第一〇号 帝國<sup>京都</sup>博物館守衛人及小使増給年限改正ノ儀総長ヨリ指令ノ件 (六月)

第一一号 社寺ノ国宝出品方令達手續ノ儀ニ付キ久保田主事ヘ照會



ノ件 (七月)

第二二号 政府ヨリ恩給ヲ受クル者ノ俸給受領證書式ヲ帝国博物館

ヨリ回付ノ件(内蔵甲第一〇一号通牒) (七月)

第二三号 帝国<sup>京都</sup>奈良博物館長俸給ヲ両館ニ於テ分割支出ノ儀総長ヨ

リ指令ノ件 (七月)

第一四号 他官庁ニ奉職セシコトアルモノヲ官制第六十条又ハ六十

一条備員ニ採用ノ場合ハ在職中不都合ノ有無ヲ前官庁ヘ

照会方内事課長ヨリ通牒ノ件 (八月)

第一五号 下級行政庁又ハ人民ヨリ差出ス文書ニシテ地方庁經由主

務省ヘ進達ノ場合地方庁ノ取扱振ニ関スル内務次官ノ照

会ヲ内事課長ヨリ移牒ノ件 (八月)

第一六号 旅費規則第十四条但書ノ次ニ「特旨ニ依リ六里以上ノ地

ニ遠乗ヲ命セラレタルトキハ陸行費三分ノ二ヲ支給ス」

ノ一項ヲ追加ノ件(調査課甲第三〇号達) (八月)

第一七号 賄料支給規則第二中十二円未満ヲ十五円以下ト改正ノ件

(調査課甲第四〇号達) (九月)

第一八号 帝国博物館監視守衛人蓄養人及帝国<sup>京都</sup>奈良博物館守衛人服

制竝給与規則改正ノ儀裁可ニ付キ帝国博物館ヨリ通牒ノ

件(帝国博物館稟議) (十月)

第一九号 守衛人被服給与方ニ付キ主事ヘ協議ノ件 (十月)

第二〇号 帝国<sup>京都</sup>奈良博物館會計科目解疏治定ノ儀久保田主事ヨリ申

牒ノ件 (十月)

第二一号 帝国京都博物館守衛給仕小使増給及賞与内規ノ件

(十二月)

第二二号 會計順序ノ規定ニ拠ル切符ノ請求、領収及決算報告書式

ヲ帝国博物館ヨリ移牒ノ件(内蔵甲第一四二号通牒)

(十二月)

第二三号 帝国<sup>京都</sup>奈良博物館特別観覧出願者取扱手続及特別観覧物品

毀損賠償取扱手続制定ノ儀館長ニ伺ノ件 (十二月)

(附 録)

第二四号 印刷ニ係ル諸法規類ハ自今十二部宛回付方帝室審査局長

ヨリ照会ノ件 (二月)

第二五号 本省官吏四月以降内廷費献金ニ及ハサルノ件(内事課甲

第一六号達) (二月)

第二六号 年俸月割額六十一円以上ヲ受クル者ノ円位未満端金ニシ

テ本年一月ヨリ三月迄ノ分ニ対シテハ御内廷費献金トシ

テ納付スヘキ旨内蔵寮ヨリ通牒ノ件 (十一月)

第二七号 内大臣官房ヲ内大臣府ト称スルノ件 (十一月)

【明治卅二年 例規録】

第一号 給仕ニ初メテ雇入ル、トキハ日給十六錢迄ヲ支給シ得ル

ノ件(調査課秘第一号達) (二月)

第二号 社寺分与金ハ当館ヨリ直接各区郡長ヘ委託交付ノ儀主事

ニ通牒ノ件 (二月)

第三号 帝国京都博物館長職務規程中訂正追加ノ儀総長ヨリ達ノ

件 (二月)

第四号 本省官吏准官吏ノ陞等増俸竝補缺備員ノ増俸ハ六月十二

月ノ二期トシ右ニ関スル稟申書ハ特別ノ事由アルモノ、

外其ノ前月中ニ差出スヘキ旨大臣ヨリ内達ノ件 (三月)

- 第五号 本省官吏病氣不参又ハ旅行請暇ノ願届手續ノ件(内事課 甲第一九号達) (三月)
- 第六号 社寺分与金受領書式中調印及印紙貼用ノ儀改正方主事へ 照会ノ件 (三月)
- 第七号 宮内官吏ノ懲戒、非職及休職ハ従前ノ官吏懲戒例、官吏 非職条例及技術官休職ニ関スル規定ヲ適用ノ件(調査課 甲第一九号達) (四月)
- 第八号 巡查看守給助例ニ依ル給助金ノ制限改正ノ儀ニ付キ主事 ヨリ通牒ノ件(内務省警保局通牒) (四月)
- 第九号 帝京都奈良兩博物館物品會計規則施行ノ儀総長ヨリ指 令ノ件 (四月)
- 第一〇号 旅費規則第十六条ニ各種ノ旅行ヲ兼タル者ノ汽車及汽船 ノ行程ニ関スル事項追加ノ件(調査課甲第二〇号達) (四月)
- 第一一号 内蔵寮京都現金取扱方ニ対スル当館覧觀札売下取扱料改 正ノ儀主事ヨリ通牒ノ件(内蔵寮稟議) (五月)
- 第一二号 当館寄託品預證書名義書替ノ節ハ館長館印押捺方館長へ 伺ノ件 (五月)
- 第一三号 帝京都奈良兩博物館支払金ニ対スル領収證書調印式改 正ノ儀主事へ協議ノ件 (五月)
- 第一四号 館員出張ノ場合里程證明用トシテ京都府ノ印刷ニ係ル管 内分郡里程表竝管内図ニ拠リ取調方主事へ照会ノ件 (六月)
- 第一五号 技師、奏任侍医、奏任教授、技手、助教授、助教等ノ増 俸及初任者ノ俸給制限ニ関スル規定ノ適用竝初任判任官 及同准官俸給額ノ件(調査課秘第一五号内達) (六月)
- 第一六号 技師、奏任侍医、奏任教授、技手、助教授、助教及内舎 人ノ俸給改正ノ件(調査課甲第二六号達) (六月)
- 第一七号 明治二十二年十二月甲第八五八号御構内取締項目改正追 加ノ儀皇宮警察長へ達ニ付キ調査課長ヨリ通牒ノ件 (九月)
- 第一八号 金錢収支ニ係ル各種ノ切符用紙接続方改正竝実施ノ件 (調査課甲第四一号達) (十月)
- 第一九号 期限満了ノ寄託品繼續出品ノ節ニ於ケル取扱振ヲ館長ニ 伺定ノ件 (十一月)
- 第二〇号 各宮内經濟會計規則中改正施行ノ儀大臣ヨリ達ノ件 (十二月)
- 第二一号 皇室會計法中改正施行ノ儀大臣ヨリ達ノ件 (十二月)
- 第二二号 本省官吏陞等増俸ノ稟申ニシテ定期後ニ係ル分ハ其ノ期 ニ於テ詮議セサル旨内事課長ヨリ通牒ノ件 (十二月)
- 第二三号 出品者通券番号ヲ更正シ引替交付方館長へ伺ノ件 (十二月)
- 第二四号 皇室會計条規第二十九条中改正ノ件(調査課甲第五一 号達) (十二月)
- 第二五号 皇室會計条規第四十六条中追加ノ件(調査課甲第五二 号達) (十二月)
- 第二六号 證書中受領證契約書類ノ代人證書ニハ委任状又ハ代理 ノ證明書ヲ添付方帝室會計審査局長ヨリ通牒ノ件 (十二月)

(附 録)

第二七号 古社寺保存法第四条ニ依ル特別保護建造物調査ノ件(内務省告示第四十五号) (四月)

第二八号 宮内省官吏旅費規則(印刷モノ)第二十八条附属表中乙号表誤植訂正方調査課ヨリ通牒ノ件 (四月)

第二九号 帝国博物館献品領収證末文改正ニ付キ同館ヨリ通牒ノ件 (六月)

第三〇号 当館及館長名ノ電信符号ヲ主事竝内事課へ通牒ノ件 (八月)

第三一号 古社寺保存法第四条ニ依ル国宝調査ノ件(内務省告示第八十八号) (八月)

第三二号 帝国博物館小使日給額改正ノ件 (十二月)

第三三号 帝国博物館守衛人日給最下級額及園丁小使採用日給額並小使増給及賞与格例改正ノ件 (十二月)

(備考)

一 寄託品ノ継続及返還ノ儀決定裁可ノ上ハ各社寺ヨリノ申出ニ対シ特別ノ事由ナキ限り採用セサルコトニ取極メノ件ハ列品録、返還ノ部、第十八号海住山寺什宝地蔵十王返還ニ関スル件参照

《例規録 自明治卅三年至同卅五年》

【明治卅三年 例規録(帝国京都博物館)】

第一号 官報ニ掲載スヘキ達、告示ハ調査課ニ合議方竝宮廷録事、官庁事項等ノ原稿ハ同課ニ於テ正誤修正ヲ為シ得ルコトニ決裁ヲ經タル旨同課長ヨリ通牒ノ件 (二月)

第二号 皇宮警手、等外吏、雇員及給仕等ノ命免増俸竝判任官以下ノ供奉出張在勤除服出仕賜金賞罰等ノ辞令ハ總テ辞令野紙使用ノ儀内事課長ヨリ通牒ノ件 (二月)

第三号 皇室會計審査条規第二条第一号二号三号改正ノ旨大臣ヨリ達ノ件 (三月)

第四号 省中甲部局長ニシテ乙部局長代理ノ場合ニ於ケル官印使用方伺定ノ旨内事課長ヨリ通牒ノ件 (三月)

第五号 宮内官吏叙位進階内則改定竝実施ノ儀主事ヨリ移牒ノ件(爵位局通牒) (三月)

第六号 帝国京都奈良両博物館へ金員ノ寄附出願アリタル場合ノ処分方ニ関シ主事ヨリ通牒ノ件(献金受納ニ関スル帝国博物館ノ稟議ハ否決) (六月)

第七号 国宝出品預證書々式伺定ノ件 (六月)

第八号 国宝補給金支給期日ニ関スル宗教局長ノ電文ヲ帝国奈良博物館ヨリ移牒ノ件 (六月)

第九号 帝国博物館、帝国京都博物館、帝国奈良博物館ヲ東京帝室博物館、京都帝室博物館、奈良帝室博物館ト改称シ帝室博物館官制ヲ定ムルノ件(宮内省達甲第三号、官報抄録) (六月)

第一〇号 各帝室博物館判任官定員竝俸給年額ヲ定メ施行ノ件(調査課秘第一〇号内達) (六月)

第一一号 帝室博物館総長以下専任高等官ノ制限竝評議員、学芸委員及囑託員報酬額ノ件(調査課秘第一一号内達) (六月)

第一二号 新官制ト官職名及俸給額同一ノモノハ辞令書ヲ用中ス其ノ官職ニ任シ同一ノ俸給ヲ給スヘク但学芸委員へ支給ノ

従前ノ手当ハ新官制施行ノ日ヨリ廃止ノ件（調査課甲第三四号達）（六月）

第一三号 帝室博物館処務規程制定施行ノ儀総長ヨリ達ノ件（調査課甲第三五号達）（六月）

第一四号 帝室博物館雑役傭員定員並給額ヲ定メ施行ノ件（調査課秘第十二号内達、帝国博物館移牒）（六月）

第一五号 社寺国宝中応急補繕ヲ要スルモノ、処分方ヲ内務省神社及宗務両局長ヘ照会ノ儀総長ヘ稟議ノ件（六月）

（附 録）

第一六号 古社寺保存法第四条ニ依ル特別保護建造物調査ノ件（内務省告示第三十一号）（四月）

【明治卅三年 例規録（京都帝室博物館）】

第一号 常用部会計科目中増設ノ件（東京帝室博物館移牒）（七月）

第二号 館長旅行ノ場合旅費支給方ニ関シ主事ヨリ回答ノ件（七月）

第三号 京都帝室博物館区類歴史部第二区礼式風俗中家屋ニ係ル類目ヲ挿入ノ儀総長ヘ稟申請ノ件（七月）

第四号 出品證明書交付ノ事務廃止ノ儀総長ヘ伺ノ件（奈良帝室博物館原議）（七月）

第五号 博物館評議員、学芸委員及囑託員ノ報酬支給方裁定ノ儀（八月）

第六号 帝室博物館部長及部次長特別任用ノ件（調査課秘第一七

号内達）（八月）

第七号 宮内省各局判任官並判任官並皇宮警部及同警部補特別任用ノ件（調査課甲第四三三号達）（八月）

第八号 判任官並判任官特別任用者ノ俸給ハ傭員最終ノ俸給額ヲ超ユルコトヲ得サルノ件（調査課秘第一八号内達）（八月）

第九号 京都 帝室博物館長及青木奈良帝室博物館部長俸給支給方ニ関シ主事ヨリ通牒ノ件（八月）

第一〇号 新調観覧券使用並旧観覧券処分方及旧観覧券持参者取扱手續ノ儀館長ニ伺ノ件（八月）

第一一号 京都帝室博物館々々長処務権限制定ニ付キ総長ヨリ達ノ件（八月）

第一二号 出陳国宝一時返戻取扱心得内規制定ノ件（九月）

第一三号 京都奈良帝室博物館守衛人及小使日給階級並昇給年限改正ノ儀総長ヨリ指令ノ件（十月）

第一四号 京都奈良帝室博物館国宝出陳預證書用紙ヲ調製シ其ノ裏面ヘ国宝出陳者心得印刷ノ儀総長ヨリ指令ノ件（十月）

第一五号 国宝出陳ニ要スル運搬費ノ外附添人ノ汽車賃及宿泊料等ノ実費ハ荷造諸費ニ組入方館長ヘ内議ノ件（十月）

第一六号 特別会計規則御料部中改正ノ件（調査課甲第七八号達）（十月）

第一七号 部局判任官以下等外吏ノ定期昇等増俸稟申書式ヲ内事課長ヨリ申牒ノ件（十一月）

第一八号 執務時間外及休日出品携帯者取扱手續ヲ館長ニ伺定ノ件（十一月）

- 第一九号 本派本願寺及大谷派本願寺ノ出品附札名義一定ノ儀館長  
ヘ伺ノ件 (十一月)
- 第二〇号 本省官吏勉勵手当給与内規改定ノ儀大臣ヨリ内達ノ件 (十一月)
- 第二一号 勉勵手当給与金額ノ制限及支給ノ方針ニ関シ内事課長ヨ  
リ内牒ノ件 (十一月)
- 第二二号 勉勵手当給与ノ範圍及査定ノ標準ヲ内事課長ヨリ申牒ノ  
件 (十一月)
- 第二三号 東京京都奈良皇室博物館小者定員及給額認可ノ儀主事ヨ  
リ通牒ノ件 (十二月)
- 第二四号 遺失物法第十条ニ依ル拾得物ノ本省所有ニ歸シタル場合  
ノ取扱方ノ件(調査課甲第八七号達) (十二月)
- 第二五号 宮内省官吏死傷罹疾救助例改正ノ件(調査課甲第九一  
号達) (十二月)
- 第二六号 死傷罹疾救助例施行手續ヲ定ムルノ件(調査課甲第九二  
号達) (十二月)
- 第二七号 京都奈良皇室博物館守衛人、給仕、小使賞与例内定施行  
ノ件 (十二月)
- 第二八号 常用部會計順序第十七条改正施行ノ件(調査課甲第九八  
号達) (十二月)
- (附 録)
- 第二九号 東京皇室博物館守衛人畜養人日給ノ階級及昇給格例改定  
ニ付キ主事ヨリ回示ノ件 (七月)
- 第三〇号 社寺寄託品及一己人出品臨時鑑別考證取調嘱託員ニ報酬  
金支給ノ儀総長ヘ稟議ノ件(撤廢) (八月)
- 第三一号 東京皇室博物館守衛人蓄養人及給仕小使園丁賞与増給格  
例改定ニ付キ主事ヨリ回示ノ件 (十二月)
- 第三二号 当省定雇夫小者人足等公務負傷ニ依リ入院ヲ要スル場合  
ハ日本赤十字社病院又ハ東京慈恵医院ニ送致シ下等患者  
ノ取扱ヲ以テ実費治療ノコトニ協定ノ旨内事課長ヨリ通  
牒ノ件 (十二月)
- 【明治卅四年 例規録】
- 第一号 京都奈良皇室博物館ニ於テ臨時特別陳列ノ節出品尽力者  
接待ノ儀稟議ノ件(皇室博物館原議大臣決裁) (一月)
- 第二号 金額五十円以上ノ工事請負又ハ物品購入ニ関スル證憑書  
記入方竝調査添付ノ儀ニ付キ皇室會計審査局長ヨリ照會  
ノ件 (二月)
- 第三号 特別會計規則御料部第七十一条中追加ノ旨大臣ヨリ達ノ  
件 (二月)
- 第四号 皇室會計条規第四十四条中追加ノ旨大臣ヨリ達ノ件 (二月)
- 第五号 当館表門及南門ヲ開放シ自由通行差許方竝其ノ準備及取  
締法等ノ心得方ヲ館長ニ伺ノ件 (四月)
- 第六号 觀覽人外出用鑑札新調ノ件 (四月)
- 第七号 大谷派本願寺真影遷座三百年記念法会參拜者当館觀覽料  
割引願ノ儀ハ聞届ケ難キ旨指令方総長ヘ伺ノ件 (四月)
- 第八号 自今正服著用巡查ニ限り無鑑札入場許可方竝平服用入場  
鑑札ヲ調製シ松原警察署ヘ交付方館長ニ伺ノ件 (四月)

- 第九号 守衛人組合規程ヲ設ケ服務交代時間等改定ノ件 (五月)
- 第一〇号 列品題簽改正新調ノ件 (七月)
- 第一一号 死傷罹疾救助例施行手續第七条第一項中追加ノ件 (調査課甲第二八号達) (七月)
- 第二二号 准判任官以上ニ任セラレタル後政府ヨリ恩給證書ヲ下付セラレタル者ノ俸給支給方ノ件 (調査課乙第三一九号通牒) (七月)
- 第二三号 迪宮御養育主任ノ公文宛名ハ単ニ伯爵川村純義ノ称呼ヲ以テ執行方ノ件 (内事課丙第三五七号通牒) (七月)
- 第四号 巡查及看守ノ退隱料受給者ヲ任用シタル場合其ノ支給官庁へ通報方ノ件 (内事課丙第三七四号通牒) (八月)
- 第五号 非常ノ際当館内池水使用ノ儀ハ差支ナキ旨松原警察署長へ回答ノ件 (八月)
- 第六号 陸軍省封筒記載方ニ付キ内事課ヨリ通牒ノ件 (十一月)
- 第一七号 宮内省官吏准官吏恩給例外勤仕者給与例中改正ノ件 (調査課甲第九〇号達) (十二月)
- 第一八号 京都奈良帝室博物館ニ於テ参考図書借入ノ節謝金又ハ借覧料支払ノ儀總長ヨリ指令ノ件 (十二月)
- 第一九号 守衛人給仕小使賞与例中追加ノ件 (十二月)
- 第二〇号 臨時陳列ノ節ニ於ケル出品者中ノ功勞者へ常時券贈与ノ件 (十二月)
- 第二一号 皇室予算會議規程治定ノ儀大臣ヨリ達ノ件 (十二月)

(附 録)

- 第二二号 株式会社京都商工銀行ニ対スル内蔵頭ノ命令書 (写) (三月)

- 第二三号 守衛職名ヲ守衛人ト改称ノ件
  - 第二四号 英仏語訳博物館職員官職名ヲ主事ヨリ回付ノ件 (六月)
- 【明治卅五年 例規録】

- 第一号 物品寄附人中有功者ニ常時券贈与ノ件 (二月)
- 第二号 寄託者及出品者ヨリ特別觀覽申出ノ節取扱方ノ件 (二月)
- 第三号 七条及奈良御料地内遺失物取扱方總長ヨリ指令ノ件 (三月)
- 第四号 京都奈良帝室博物館学芸委員ニ附属スヘキ事項ニ件ヲ報酬給与方總長ヨリ指令ノ件 (三月)
- 第五号 京都奈良帝室博物館守衛人及小使増給賞与期限計算方ノ件 (四月)
- 第六号 京都奈良帝室博物館守衛人給額及賞与並増給格例改正ノ儀總長へ稟議ノ件 (五月)
- 第七号 京都奈良帝室博物館長俸給年額ヲ兩館ニ於テ分割支出ノ儀總長ヨリ指令ノ件 (五月)
- 第八号 京都奈良帝室博物館開閉事務担任者勤務方ノ件 (五月)
- 第九号 京都奈良兩帝室博物館守衛人日給最高額及年額改正ノ件 (調査課秘第一六〇号内達) (六月)
- 第一〇号 収入支出す算書呈出期限規則ノ通嚴行方内蔵頭ヨリ通牒ノ件 (六月)
- 第一一号 常用部分派會計主管別支出主管中改正ノ件 (調査課甲第一六号達) (七月)
- 第二二号 従来歴史部ニ所屬ノ茶器中十一點美術工芸部へ転屬ノ件 (七月)



- 第一三〇号 館長ヨリ発スル電信文署名略号改正ノ件 (七月)
- 第一四号 当館蔵品台帳ヲ制定シ保管方及記帳式ヲ定ムルノ件 (八月)
- 第一五号 特別縦覧品点数制限内規ヲ定ムルノ件 (九月)
- 第一六号 守衛人ノ出勤簿ヲ廢シ点呼法施行ノ件 (九月)
- 第一七号 当館参考図書出納及閲覧規程ヲ定ムルノ件 (十月)
- 第一八号 死傷罹疾救助例施行手續第一条中追加ノ件 (調査課甲第二二三号達) (十一月)
- 第一九号 本館ニ所蔵ノ元正倉院伝来古裂断片同院御物整理掛へ引繼へキ旨東京帝室博物館主事ヨリ照会ニ付キ回答ノ件 (十一月)
- 第二〇号 判任官以下年末勉勵手当給与稟申ノ節添付スヘキ調書ノ様式ニ関シ主事ヨリ移牒ノ件 (十一月)
- 第二一号 京都帝室博物館來觀人心得第一項改正ノ儀總長ヨリ指令ノ件 (十一月)
- 第二二号 守衛人各組合ヲ通シ輪番ニ毎日一名宛休息セシムルノ件 (十二月)
- 第二三号 当館來觀人下足取扱方改正ノ件 (十二月)
- 第二四号 宮内官ニシテ廢官廢庁若ハ官名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者即日宮内官ニ再任セラル、トキハ勤続者トナスノ件 (調査課甲第二八号達) (十二月)
- (附 録)
- 第二五号 京都奈良帝室兩博物館社寺什宝受託規則第十一条二抛ル分与金交付期節改正ノ儀總長へ稟議ノ件 (撤回) (四月)
- 第二六号 東京帝室博物館雜役傭員日給最高額及年額中改正ノ件 (調査課秘第一四〇号内達、主事移牒) (四月)
- 第二七号 東京帝室博物館ニ於ケル給仕被服ノ件 (十一月)
- 第二八号 年中無休暇開館ノ儀ヲ京都外三新聞へ廣告ノ件 (十二月)
- 《例規錄 自明治卅六年至同四十年》
- 【明治卅六年 例規錄】
- 第一号 守衛人一名ヲ事務所常詰トシテ陳列出納等取扱ハセ方ノ件 (二月)
- 第二号 陸軍召集ノ命ヲ受ケタル等外雇員ニシテ勤続ヲ必要ト認ムルモノハ在職ノ儘服役セシメ得ル旨竝其ノ俸給支給方ニ関シ調査課長ヨリ通牒ノ件 (三月)
- 第三号 明治三十三年八月六日調査課秘第一八号達中ニ但書追加ノ件 (調査課秘第五六号内達) (六月)
- 第四号 館詰巡查員數減少ノ儀總長ニ伺ノ件 (六月)
- 第五号 各部台帳ノ記入式ヲ改メ別ニ区別明細表ヲ作ルノ件 (七月)
- 第六号 退官一時賜金及恩給例外勤仕者給与例ニ依ル一時手当金急速手續方ニ関スル件 (調査課秘第一一八号内訓) (九月)
- 第七号 經費節約予算減削方ニ関スル件 (調査課秘第一三一号訓示)
- 第八号 宮内省判任官以下供奉常服制定並明治二十五年九月二十



七日内事課甲第六二号達廃止ノ件(調査課甲第一八号達) (十月)

第九号 主獵局勅奏任官其ノ他御獵場ニ於テ狩獵ヲ命セラレタル者ノ著用徽章ヲ定ムルノ件(調査課甲第二〇号達) (十一月)

第一〇号 京都帝室博物館夜警規程創定ノ儀總長ヘ伺ノ件(十一月)

第一一号 市内出張其ノ他御用ノ為乗車ヲ要スル場合ニ於ケル取扱振立帳簿様式ヲ定ムルノ件 (十一月)

第二二号 満期後寄託継続ノ什宝ニ対シテハ其ノ都度認可ヲ要セサル事ニ承認方滋賀県知事ニ照会ノ件 (十一月)

第一三号 本官補闕ノ勅奏任待遇者ニシテ儀式ニ関シ必要アル場合ハ特ニ本官相当ノ礼服ヲ著用スルコトヲ得ルノ件(調査課甲第二三二号達) (十一月)

第一四号 京都奈良帝室博物館社寺什宝受託規則改正ノ儀總長ヘ稟議ノ件 (十一月)

第一五号 京都奈良帝室博物館長処務權限第二条第二十項改正ノ旨總長ヨリ達ノ件 (十一月)

第一六号 小使日給額改正ノ儀總長ヨリ指令ノ件 (十一月)

【明治卅七年 例規録】

第一号 寄託品ノ搬入及返還取扱方ヲ定ムルノ件 (二月)

第二号 時局多事ニ際シ經費省略又ハ繰延方大臣ヨリ内訓ノ件 (二月)

第三号 本省官吏死傷罹疾救助例第二条第一項同第三条第十一条

及同例施行手続第一条第七条ニ依リ療治料ヲ受クヘキモノアリタル場合部局ノ取扱振ニ関シ内蔵頭ヨリ通牒ノ件(内蔵甲第二四号) (二月)

第四号 夜警規程ヲ定メ施行ノ旨守衛人ニ達ノ件 (三月)

第五号 宮内省官吏死傷罹疾救助例第十一条中追加ノ件(調査課第一一号達) (三月)

第六号 死傷罹疾救助例施行手続第七条第二項中追加ノ件(調査課甲第一二二号達) (三月)

第七号 京都奈良帝室博物館獻品賞与手続ハ東京帝室博物館ノ振合ニ準シ取扱方主事ヨリ協議ノ件 (三月)

第八号 判任待遇以上及等外雇員其ノ他ノ職員ニシテ陸軍ニ召集セラレタル場合ニ於ケル取扱振ノ件(調査課秘第一五四号達) (八月)

第九号 特別會計規則第十一条中但書追加ノ件 (十月)

第一〇号 本年二月調査課秘第一三三号内達第三項但書ニ依リ補給セシモノ出征中既ニ死亡シ過払ニ属スル分ハ返納スルニ及ハサルノ件(調査課秘第二一五号内達) (十一月)

第一一号 本年二月調査課秘第一三三号内達第六項中追加ノ件(調査課秘第二一六号内達) (十一月)

第一二号 守衛人ニ歳末年始ノ休息ヲ得セシムルノ件 (十二月)

第一三号 正倉院御物整理掛廢セラレタル旨内事課ヨリ移牒ノ件 (十二月)

(附 録)  
第一四号 内務省令第一号肺結核予防ニ関スル告示実施ニ関シ館員達ノ件 (二月)

【明治卅八年 例規録】

- 第一号 非職ノ宮内官吏ニシテ一年志願兵トナル者ハ在官ノ儘服役セシムルヲ得ルノ件（調査課甲第一号内達）（二月）
- 第二号 特別会計規則第九条ニ追加ノ件（調査課甲第三号達）（二月）
- 第三号 宮内省用達称標出願人取扱順序第四条ニ依リ許可又ハ差止メタル者ノ姓名ハ内務省警保局長ヘモ通知方内事課長ヨリ通牒ノ件（三月）
- 第四号 京都帝室博物館長心得不在中事務ノ一部ヲ部長野村重治ニ代理委任ノ儀総長ヨリ指令ノ件（四月）
- 第五号 政府ヨリ恩給ヲ受クル者ノ俸給中控除スヘキ恩給ハ軍人恩給法第二条第三号ノ増加恩給ヲ包含セサル儀ト心得ヘキ旨ノ件（調査課甲第一号達）（六月）
- 第六号 政府ヨリ恩給ヲ受クル者ニシテ宮内省准判任官以上ニ任セラレタル者ノ恩給、一時扶助金、一時賜金、死亡賜金等ノ計算基準ノ件（調査課甲第一二号達）（六月）
- 第七号 東京京都奈良三帝室博物館小使日給最高額及年額改正施行ノ件（調査課秘第二四〇号内達、東京帝室博物館移牒）（七月）
- 第八号 調査課甲第一一号達ニ基ク恩給ノ取扱方ニ関シ内蔵寮ヨリ通牒ノ件（七月）
- 第九号 特別会計規則（御料部）第五十五条ニ但書追加ノ件（調査課甲第一八号達）（八月）

- 第一〇号 各帝室博物館給仕ノ給額改正施行ノ件（調査課秘第三九一号内達、東京帝室博物館移牒）（十月）
- 第一一号 庶務会計課員取扱事務分担改正ノ件（十月）
- 第一二号 経費予算節約査定方大臣ヨリ達ノ件（十月）
- 第一三号 物品購入及修繕職工人夫等雇入ノ節ニ於ケル見積人提出用紙ヲ定メ其ノ取扱方ヲ伺定ノ件（十月）
- 第一四号 三博物館所蔵ノ図書ハ特殊取扱トシテ図書寮ヘハ引継ヲ要セサルノ件（十一月）
- 第一五号 附 列用品竝所蔵図書目録  
明治三十七年二月九日調査課秘第一三号中第五項改正ノ件（調査課秘第四四九号達）（十二月）
- 第一六号 京都帝室博物館會計順序第四号書式改正ノ儀総長ヘ伺ノ件（十二月）
- （附 録）
- 第一七号 内蔵寮京都現金取扱方ニ関スル命令継続ノ儀同寮ヨリ通牒ノ件（二月）
- 第一八号 株式会社 京都商工銀行ニ内蔵寮京都現金取扱方ヲ命令セラレタル旨東京帝室博物館ヨリ移牒ノ件（六月）

【明治卅九年 例規録】

- 第一号 監視、守衛人、蓄養人服制竝給与規則中改正ノ件（帝室博物館稟議）（二月）
- 第二号 明治三十七年二月九日調査課秘第一三号中第五項ノ定員外トナリ俸給ヲ給セレル、者ハ其ノ期間就職セシメ定員

第三号 内ノ者ト同様取扱フノ件（調査課秘第三号通牒）（二月）  
陸軍下士以上現役ノ日数及従軍加算年ヲ本省退官賜金ニ  
関スル年数中へ通算方ノ件（調査課乙第一九九号通牒）

第四号 守衛人増給例ニ付キ伺ノ件（六月）  
第三号 三大節宴会ノ節ニ於ケル酒饌下賜人名通知日限ノ儀竝通  
牒后ノ異動ハ其ノ時々報告方式部職ヨリ通知ノ件（十月）

第五号 本年八月大蔵省令第三十六号明治三十七八年戦役ニ関ス  
ル行賞賜金取扱規則第十一条ニ依リ證明ヲ願出タル者ア  
ルトキ判任、准判任、判任待遇以上ハ内事課長、其ノ他  
ハ所属部局長ニ於テ取扱フヘキ旨竝地方部局在勤者ニ付  
テハ其ノ部局長ニ於テ證明方ノ件（調査課甲第五一号  
達）（十月）

第六号 天長節及皇后宮御誕辰ノ節判任官以下下賜酒饌料改正ノ  
旨大膳職ヨリ通牒ノ件（十月）

第七号 年末勉勵手当金額ハ其ノ制限範囲内ニ於テ査定方内事課  
長ヨリ内牒ノ件（十一月）

第八号 京都奈良両帝室博物館ニ監視ヲ置キ其ノ定員及給額ヲ定  
メ監視仮心得制定ノ件（前段ハ調査課秘第二九号内達、  
後段ハ総長ニ於テ承認ノ旨主事ヨリ通牒）（十二月）

第九号 明治三十三年十一月二十七日内達本省官吏勉勵手当給与  
内規第四条改正ノ旨大臣ヨリ達ノ件（十二月）

第一〇号 京都奈良両帝室博物館各役員心得改定方総長へ稟申ノ件  
（十二月）

第一二号 年中恒例儀式御祭典参賀参拝心得方竝其ノ都度通牒ノ慣  
（十二月）

例廃止ノ旨式部職ヨリ通知ノ件（十二月）

第一三号 学芸委員ニハ一定ノ報酬ヲ附セス年末又ハ半期ニ於テ既  
往ノ功程ニ依リ手当給与方主事ヨリ申牒ノ件（十二月）

第一四号 京都奈良両帝室博物館特別観覧内規ノ制限ヲ内定シ料金  
ハ従前ノ通据置方主事ヨリ申牒ノ件（十二月）

第一五号 乗車馬ニテ諸門通行ノ際ハ除行スヘキ旨内事課長心得ヨ  
リ通牒ノ件（十二月）  
（附 録）  
第一六号 東京帝室博物館へ御貸下ノ御物印行ノ儀ニ関シ同館ヨリ  
通知ノ件（十月）

【明治四十年 例規録】

第一号 京都奈良両帝室博物館陳列品区類別修正ノ儀総長へ稟申  
ノ件（二月）

第二号 京都帝室博物館出版図書販売請負規定制定ノ儀総長へ伺  
ノ件（三月）

第三号 年中恒例儀式御祭典参賀参拝通牒中追加ノ儀式部職ヨリ  
通牒ノ件（三月）

第四号 京都奈良両帝室博物館収入科目増設ノ儀総長へ伺ノ件  
（四月）

第五号 陸軍運送船ニ便乗ノ儀ニ付キ内事課長心得ヨリ通牒ノ件  
（四月）

第六号 各帝室博物館俸給年額改正ノ件（調査課秘第六号内達）  
（五月）

第七号 勅奏任待遇者参賀参拜其ノ他宮中ノ祝典等ニテ参内ノ場合ハ大礼服着用ノ事ニ御治定ノ旨式部職ヨリ通牒ノ件

(五月)

第八号 京都奈良両帝室博物館庶務會計課員心得制定ノ儀総長へ稟申ノ件

(六月)

第九号 三博物館職員及職工人夫等構内発病ノ際ニ於ケル応急手当ノ実費官給ノ件(帝室博物館稟議)

(九月)

第一〇号 雇員規程ヲ定ムルノ件(訓令第一号)

(十一月)

第一一号 大臣官房及各部局ニ分属セシムヘキ宮内属竝学習院判任官ノ定員ヲ定メ施行方ノ件(訓令第二号)

(十一月)

第一二号 大臣官房、各部局及内大臣府判任官、准判任、判任待遇、等外宮内職員ノ俸給年額ヲ定メ施行方ノ件(訓令第三号)

(十一月)

第一三号 賄料支給規則第二中削除ノ件(調査課甲第五八号達)

(十二月)

第一四号 官制第六十条第二項各部局分課ノ課長命免ハ各部局長官之ヲ專行ノ上報告スヘク但奏任官ニ在テハ経伺スヘキ旨大臣ヨリ達ノ件

(十二月)

第一五号 訓令第一号雇員規程第五条雇員命免増俸報告書記載方内事課長心得ヨリ通牒ノ件

(十二月)

第一六号 雑仕小者雇用規程ヲ定メ施行ノ件(訓令第五号)

(十二月)

第一七号 三帝室博物雑仕小者ノ俸給年額ヲ調査課長ヨリ内牒ノ件

(十二月)

第一八号 帝室外交文書及大臣次官若ハ宮内省名ヲ以テスル文書ニ

シテ各部局原議決裁済ノ分ハ都テ文書課ニ移シ執行ノ儀調査課長ヨリ通牒ノ件

(十二月)

第一九号 大臣官房ニ当番ヲ置キ宮内大臣秘書官、宮内書記官ヲ以テ之ニ充テ執務時間外ノ事務ヲ処弁シ宮中省中ノ取締ニ任セシムルノ件(訓令第七号)

(十二月)

第二〇号 京都帝室博物館ニ関スル内藏寮現金取扱方ヲ京都商工銀行へ引継命令ノ旨東京帝室博物館ヨリ移牒ノ件

(七月)

第二一号 主殿寮警察部ニ防疫ノ事務ニ従事スル臨時雇員ヲ置キ其ノ定員及俸給年額ヲ定メ施行ノ件(訓令第四号)

(十一月)

《例規録 自明治四十一年至同四十四年》

【明治四十一年 例規録】

第一号 東京京都奈良三帝室博物館雑仕小者規定認可ノ儀ニ付キ主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件(指令第三四号)

(二月)

第二号 大臣決裁後文書課ニ於テ直ニ浄書執行スヘキモノト執行セサルモノトハ之ヲ書類ニ明記シ提出方文書課長ヨリ通牒ノ件

(二月)

第三号 帝室外交文書ノ翻訳浄書及大臣次官若ハ宮内省名ヲ以テスル文書ニシテ文書課ニ於テ浄書執行ヲ要スルモノノ原議書ハ凡テ合議相評方文書課長ヨリ通牒ノ件

(二月)

第四号 明治四十年訓令第五号雑仕小者雇用規程附則ニ追加ノ件

(二月)

明治四十年訓令第五号雑仕小者雇用規程附則ニ追加ノ件

- (訓令第五号)
- 第五号 京都奈良帝室博物館長俸給ヲ兩館ニ於テ分割支出ノ儀總長ヨリ指令ノ件 (二月)
- 第六号 博物館及官舎住居者ニ於テ負担スヘキ官舎ノ修繕、掃除等ニ関スル事項ヲ区分方ノ件 (二月)
- 第七号 明治四十年訓令第一号雇員規程第二条中「十五円」ヲ「二十五円」ニ改正ノ件 (訓令第七号) (二月)
- 第八号 明治四十年訓令第五号雜仕小者雇用規程中改正ノ件 (訓令第九号) (二月)
- 第九号 文具及筆墨料支給規則ヲ定ムルノ件 (訓令第十号) (三月)
- 第一〇号 京都帝室博物館文具支給細則治定方總長ヘ伺ノ件 (四月)
- 第一一号 帝室博物館分課規程ヲ定メ施行ノ件 (訓令第十一号) (四月)
- 第一二号 帝室博物館部次長屬技手等ノ俸給年額ヲ三館ニ配付方總長ニ於テ内定ニ付キ主事々務兼勤ヨリ通牒ノ件 (五月)
- 第一三号 三帝室博物館會計科目追増ノ儀稟議ノ件 (東京帝室博物館原議) (五月)
- 第一四号 觀覽人絵画騰写ノ節椅子携帯使用ノ儀許可ノ件 (五月)
- 第一五号 主管倉庫内不用物件整理処分方總務課長ヨリ通牒ノ件 (六月)
- 第一六号 明治四十年訓令第一号雇員規程第五条ニ依リ採用ノ報告書及第三条ニ依ル経伺ノ場合ハ本人ノ履歷書竝前官在職中不都合ノ有無取調書ヲ添付方秘書課長ヨリ通牒ノ件 (六月)
- 第一七号 京都奈良兩帝室博物館守衛人以下賞与増給格例改正ノ儀總長ヨリ指令ノ件 (六月)
- 第一八号 京都奈良兩帝室博物館會計科目追増ノ儀主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件 (六月)
- 第一九号 乗車簿竝乗車券ヲ廃止シ乗車原符調製ニ付キ心得方各部ヘ通知ノ件 (六月)
- 第二〇号 宮内職員休暇日及執務時間ノ件 (訓令第二十二号) (七月)
- 第二一号 各部共用器具ト一部ノ専用物品トヲ区别保管方ノ件 (七月)
- 第二二号 当館開閉、列品出納竝特別縦覽及夜警勤務等ノ取締ニ関スル規定ヲ職員一同ヘ達ノ件 (八月)
- 第二三号 蔵書整理方法ヲ定ムルノ件 (十月)
- 第二四号 年中恒例御祭典ハ当分ノ内皇室祭祀令ニ拠ラス總テ従前ノ通行ハセラルル旨式部職ヨリ通知ノ件 (十月)
- 第二五号 内外人主催ノ集会ニ於ケル席次竝公式ノ集会ニ於テ大綬章佩用ノ儀ニ付キ式部職ヨリ通牒ノ件 (十月)
- 第二六号 収支予算ノ査定ニ関スル大臣ノ諭示訓示竝四十二年度予算額總長ヨリ達ノ件 (十二月)
- 第二七号 各地ヘ送金ノ節錢位未滿ノ端数ハ取扱ハサル儀ニ付キ内蔵頭ヨリ通牒ノ件 (十二月)
- (附 録)
- 第二八号 九条發電所失火停電ニ付キ夜警者提灯携帯方竝交番所見張時間短縮受持区域内巡回ノ儀館長ヘ伺ノ件 (四月)
- 第二九号 東京帝室博物館守衛人畜養人賞与増給格例中改正ノ儀主事々務兼勤ヨリ通牒ノ件 (六月)

第三〇号 守衛人畜養人賞与及増給格例中改正ノ件（東京帝室博物館立案総長決裁）（十二月）

【明治四十二年 例規録】

第一号 来觀人取扱方竝守衛人勤務方改正施行ノ儀各部へ通達ノ件（四月）

第二号 退隠料ヲ受クル者ヲ任用又ハ解任ノ場合ハ直ニ其ノ支給主管庁へ通知方秘書課長ヨリ通牒ノ件（四月）

第三号 明治三十一年調査課甲第一一〇号中台湾ノ次ニ「又ハ樺太」ヲ加フルノ件（訓令第五号）（五月）

第四号 当館開閉ニ関スル規程中改正竝履行方各部課員へ達ノ件（六月）

第五号 工事ノ請負及物件ノ購入ニ関シ担保トシテ納付セシムル国債ノ価格ヲ其ノ債権金額ニ依ルヘキ旨ノ件（訓令第十五号）（十月）

第六号 取締当直員ヲ一名ニ減数ノ儀館員へ達ノ件（十月）

第七号 内蔵寮現金取扱方命令書中訂正ノ儀竝内定額ヲ超過セサル様取計フヘキ旨総長ヨリ達ノ件（十月）

第八号 社寺分与金ニ関スル各社寺寄託什宝当数計算方館長へ伺定ノ件

第九号 預証書附属明細證用紙式ヲ館長ニ伺定ノ件（十一月）

第一〇号 宮内職員ヲ本官ニ任用スル場合及雇員雑仕小者ノ採用職ニ関スル取扱振ノ件（秘書課第二九〇号通牒、東京帝室博物館移牒）（十一月）

第一一〇号 預証書原符ニ明細書添付ノ儀廢止方伺定ノ件（十二月）

第一一一号 寄託品満期継続ノ際預証書書換ノ儀ヲ廢シ同證書ヲ継続使用セシメ同時ニ台帳ヘモ其ノ旨附記ノ事ニ改正方伺定ノ件（十二月）

第一一二号 京都奈良兩帝室博物館列品調査解説等取調ノ為臨時専門ノ鑑識家召喚手当金支給ノ儀総長ヨリ指令ノ件（十二月）

第一一三号 宮内高等官又ハ主獵寮員ニシテ外套著用竝雨覆ヲ以テ外套ニ代用シ得ル場合ノ件（宮内省達第五号内達）（十二月）

第一一四号 東京帝室博物館守衛人畜養人日給最下給額改正ノ儀主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件

第一一五号 東京帝室博物館雜仕小者ノ日給者ニシテ解雇又ハ死亡ノ場合給与額算出ノ標準ヲ主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件（七月）

第一一六号 東京帝室博物館雜仕小者ノ日給者ニシテ解雇又ハ死亡ノ場合給与額算出ノ標準ヲ主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件（七月）

第一一七号 東京帝室博物館雜仕小者ノ日給者ニシテ解雇又ハ死亡ノ場合給与額算出ノ標準ヲ主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件（七月）

第一一八号 東京帝室博物館雜仕小者ノ日給者ニシテ解雇又ハ死亡ノ場合給与額算出ノ標準ヲ主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件（七月）

第一一九号 東京帝室博物館雜仕小者ノ日給者ニシテ解雇又ハ死亡ノ場合給与額算出ノ標準ヲ主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件（七月）

第一二〇号 東京帝室博物館雜仕小者ノ日給者ニシテ解雇又ハ死亡ノ場合給与額算出ノ標準ヲ主事事務兼勤ヨリ通牒ノ件（七月）

第一二一号 官舎設備規則ヲ定ムルノ件（訓令第三号）（二月）

第一二二号 寄託、出品ノ継続ニ対スル旧證書及一般假証引替手續改正方伺定ノ件（三月）

【明治四十三年 例規録】

第二号 明治二十六年三月内事課甲第九号賄料支給規則中改正施



- 行ノ件（訓令第十五号）（三月） 第一四号 秘書課第二〇〇号通牒ニ依リ採用ノ上ハ其ノ職氏名、俸  
 京都奈良兩帝室博物館通券料割引発売ノ儀総長へ稟議ノ  
 件（三月） 給、年月日等直ニ報告方ノ件（秘書課第二二六号通牒）  
 第五号 各官職ノ代理、心得、事務兼勤、事務取扱等ヲ命セラレ  
 タル者ハ公文書類ニ記載捺印方秘書課長ヨリ内牒ノ件（八月） 第一五号 自今南北二門ヲモ開放ノ儀竝取締ニ関スル達中改正施行  
 ノ旨館員へ達ノ件  
 第六号 寄託品受取又ハ返戻ノ際派遣ノ吏員ハ直接物品ニ附添方  
 館長ニ伺ノ件（四月） 第一六号 三博物館事務囑託者ノ出張旅費支給方ノ儀東京帝室博物  
 館ヨリ通牒ノ件（帝室博物館稟議）（八月）  
 第七号 当館競争入札人心得及約定證書式ヲ館長ニ伺定ノ件（四月） 第一七号 特別縦覧品点数制限内規中改廃施行ノ件（八月）  
 第八号 予備資決算書式改正ノ儀主事務兼勤ヨリ通牒ノ件（六月） 第一八号 当館ニ於テ不採用ノ出品申出品ハ其ノ品目及本人宿所姓  
 名等ヲ奈良帝室博物館へ通知方竝出品申出示旨ノ儀奈良  
 帝室博物館ヨリ依頼ノ件（八月）  
 第九号 自今雇員、雑仕、小者及臨時雇用人等採用ノ場合ハ履歷  
 書及戸籍謄本ヲ具シ秘書課長ニ合議方ノ件（秘書課第二  
 〇〇号通牒）（六月） 第一九号 朝鮮内ノ旅費賜与ニ関スル心得ノ件（宮内省達第四号）  
 第一〇号 守衛人畜養人竝給仕小使園丁賞与及増給格例中付則追加  
 ノ儀主事務兼勤ヨリ通牒ノ件（六月） 第二〇号 旅費節約ニ関シ実行スヘキ条項ヲ総務課長ヨリ通牒ノ件  
 （総務課第二五四号）（九月）  
 第一一号 国宝修理竝同修理費ノ儀ニ関シ主事務兼勤ヨリ協議ノ  
 件（六月） 第二一号 鳳凰ノ間文官拝謁敬礼式治定ノ件（式部長官通牒）  
 第一二号 秘書課第二〇〇号通牒ニ依リ秘書課長ニ合議ノ節採用セ  
 ラルヘキ者ノ現住所ハ精確ニ調査記入方ノ件（秘書課第  
 二一八号通牒）（六月） 第二二号 自今電報料ノ證明ハ発信受信人名及字数等ノ仕私書ヲ提  
 出方帝室會計審査局長官ヨリ通牒ノ件（十月）  
 第一三号 宮内官及宮内職員ニシテ懲戒処分ヲ受ケタル者ノ陞等増  
 俸ニ係ル詮議ハ特ニ一期間ヲ稽延スヘキ旨ノ件（秘書課  
 第二二〇号通牒）（六月） 第二三号 小者へ給与セラルヘキ勲励手当金ノ制限改定ノ儀総務課  
 長ヨリ内牒ノ件（東京帝室博物館移牒）（十二月）  
 第二四号 京都奈良兩帝室博物館出版図書販売手数料改定ノ儀総長  
 へ稟議ノ件（十二月）  
 第二五号 新年宴会竝紀元節宴会ノ節地方在勤ノ宮内高等官へ天長  
 節宴会同様酒饌料下賜ノ儀式部職ヨリ通牒ノ件（十二月）



(附 録)

第二六号 京都奈良両帝室博物館通券料改正ノ儀総長へ稟議ノ件

(未裁定)

(二月)

第二七号 東京帝室博物館守衛人畜養人竝給仕小使園丁賞与及増給

格例中改正ノ旨主事務兼勤ヨリ通牒ノ件

(六月)

第二八号 東京帝室博物館自転車乗用小使へ靴料支給ノ儀稟議竝給

仕園丁小使服制及給与規則ノ件

(九月)

第二九号 非公式ノ場合ニ於ケル王世子李垠殿下ノ御称呼ヲ昌德若

宮卜御内定ノ旨宗秩寮總裁ヨリ通牒ノ件

(十一月)

【明治四十四年 例規録】

第一号 等外職員雑仕小者朝鮮台湾及樺太旅費規程ヲ定ムルノ件

(訓令第一号)

(二月)

第二号 京都奈良両博物館発行ノ写真版ヲ交互ニ委託ノ上各館売

捌人ヲシテ販売取扱ハセ方総長へ伺ノ件

(二月)

第三号 預證書整理ニ関スル取扱心得伺定ノ件

明治四十年訓令第一号ノ雇員及之ニ準スル雇員ノ増俸ハ

(四月)

第四号 毎年六月、十二月ノ二期ニ詮議方竝定期以外特別増俸ノ

事由アル者ハ秘書課長ニ合議スヘキ旨ノ件(秘書課第八

四号大臣内達)

第五号 京都奈良両帝室博物館学芸委員手当金標準ノ儀ニ付キ総

長二伺ノ件(六月)

(四月)

第六号 近衛師団長載仁親王宛發送ノ書面ニハ殿下ノ敬称ヲ付ス

ノ件(総務課第二四五号通牒)

(九月)

第七号 京都奈良両帝室博物館ニ於ケル世伝御料及普通御料台帳

帳簿様式取調ニ関スル件

(十一月)

第八号 宮内省官制第三十六条ノ二及四中皇族トアルハ宮号ヲ賜

リタル皇族ノ儀ト心得ヘキ旨ノ件(調査課秘第二二号内

訓)

(十二月)

第九号 皇室財産令ノ規定ニ依ル普通御料ニ属スル財産ノ帳簿又

ハ目録ハ当分ノ内其ノ現況価格及異動ノ判明スヘキ現在

ノ帳簿又ハ記録ヲ以テ之ニ充ツルノ件(訓令第二十一

号)

第一〇号 宮内官ニシテ文官ヲ又ハ文官ニシテ宮内官ヲ兼任ノ場合

其ノ一方ヲ免セラレテ有給トナリタルトキ恩給ノ賜与ニ

関シテハ転任トシテ取扱フコトニ協定ノ旨調査課長ヨリ

通牒ノ件

第一一号 皇室財産令第五条ノ規定ニ依ル世伝御料ニ属スル財産ノ

台帳記載様式治定ノ件(宮内省達第三号)

(十二月)

第一二号 特別大演習御統裁ノ為行幸ノ場合ニ於ケル宮内職員心得、

關係地方官心得竝大本營及行在所守衛規程ノ件(訓令第

十六号)

《例規録 自明治四十五年至大正十二年》

【明治四十五年 大正元年 例規録】

第一号 列品台帳ヲ普通御料トシテ取扱フノ件

(二月)

第二号 大喪儀執行ニ付臨時閉館ノ件 (八月)

【大正二年 例規録】

第一号 写真版各關係社寺へ割引売渡ノ件 (二月)

第二号 観覧料改正ノ件 (十二月)

第三号 雑仕小者規程改正ノ件 (十二月)

第四号 観覧券調製及取扱方竝來觀人心得中改正ノ件 (十二月)

【大正三年 例規録】

第一号 守衛人畜養人馭者賞与及増給格例改正ノ件 (二月)

第二号 京都帝室博物館長常住地ヲ奈良ニ定ムルノ件 (七月)

第三号 分課掛規程制定ノ件 (十月)

第四号 社寺什宝受託規則中改正ノ件 (十二月)

【大正四年 例規録】

第一号 馭者服制制定ニ付監視守衛人畜養人服制竝給与規則中増補修正ノ件 (二月)

第二号 葱華輦賽錢雜收入トシテ整理ノ件 (五月)

第三号 給仕、園丁、小使服制竝給与規則改正ノ件 (八月)

【大正五年 例規録】

第一号 鑑査官学芸委員他所出張ノ義総上(長)へ上申ノ件 (十一月)

第二号 館内掃除其他ノ為臨時閉館ノ件 (十一月)

【大正六年 例規録】

第一号 守衛人採用手續廃止ノ件 (六月)

【大正七年 例規録】

第一号 特殊小学校生徒及孤兒院兒童一団ヲナシ教職員等附添ヒ來館スル場合ニハ無料參觀許可ノ件 (三月)

第二号 京都帝室博物館学芸委員手当支給方ノ件 (五月)

第三号 雑仕小者ノ名称制定ノ件 (九月)

第四号 監視守衛人及畜養人敬礼ニ関シ総長ヨリ達ノ件 (九月)

第五号 雑仕小者ニ関スル名称中監視ノ項削除ノ件 (十二月)

第六号 物品取扱規程中追加ノ件 (十二月)

第七号 大正八年一月一日以後監視拝命者ニハ職服制定マデ從來ノ職服ヲ着用セシムルノ件 (十二月)

【大正八年 例規録】

第一号 監視拝命者ニ給与ノ下着料靴料等ハ従前ノ給与規則ヲ準用ノ件 (二月)

第二号 客年十二月三十一日当直ノ監視ニ賄料支給ノ件 (二月)

第三号 常用人夫ノ名称ヲ定備夫ト改称ノ件 (二月)  
 第四号 物品取扱規程制定ノ件 (二月)  
 第五号 出版列品目録及写真版等販売法改正方総長ヘ伺ノ件(返却) (二月)

第六号 監視守衛人馭者及畜養人服制竝給与規則及給仕園丁小使服制竝給与規則中改正ノ件 (二月)  
 第七号 園内出店者心得中削除修正ノ件 (二月)

第八号 出版物竝写真版園内出店者ヘ払下価格制定ノ件 (三月)  
 第九号 出版図書類寄贈ノ義ニ付伺定ノ件 (四月)

【大正九年 例規録】

第一号 監視服務規程制定ノ件 (二月)  
 第二号 監視夜警巡察表制定ノ件 (三月)  
 第三号 園丁小使勤務心得制定ノ件 (七月)  
 第四号 雑仕小者ノ名称中小者ノ部改正ノ件 (十月)

【大正十年 例規録】

第一号 一枚刷写真版販売定価改正ノ件 (四月)  
 第二号 臨時専門家召喚手当金ノ儀大臣伺定ノ件 (六月)  
 第三号 写真版割引売渡ノ儀伺定ノ件 (六月)  
 第四号 夜警規程改正ノ件 (六月)  
 第五号 守衛人ニ外套ヲ共用貸与スルノ件 (六月)  
 第六号 雇員備人細別名称改正ノ件 (十一月)

第七号 守衛人夜警規定別表中改正ノ件 (十一月)  
 第八号 観覧人心得及特別観覧規則中改正ノ件 (十二月)  
 第九号 監視服務規程中改正ノ件 (十二月)  
 第一〇号 京都帝室博物館刊行物指定売下人範囲拡張ノ件 (八月)

【大正十一年 例規録】

第一号 文具及筆墨料支給細則改正ノ件 (二月)  
 第二号 収入金調定報告書様式竝代理官官印制定ノ件 (二月)  
 第三号 博物館及動物園ノ団体観覧者ノ観覧料割引ノ件 (四月)  
 第四号 刊行物売下人変更指定ノ件 (六月)  
 第五号 雇員及備人進退事務取扱方制定ノ件 (六月)  
 第六号 雇員及備人ノ進退ニ関スル辞令文制定ノ件 (六月)  
 第七号 分課規程制定ノ件 (八月)  
 第八号 開門時間変更ノ件 (八月)  
 第九号 東大寺献物帳割引払下ノ件 (九月)  
 第一〇号 監視服制改正ノ件 (九月)

【大正十二年 例規録】

第一号 浮世絵特別陳列目録割引払下ノ件 (四月)  
 第二号 寄託品搬入搬出ノ場合ニ於テ運搬費及荷造費ニ関係アルモノニ限り総長ヘ報告ノ件 (五月)  
 第三号 団体観覧ヲ許可セラレタル場合ニハ事後総長ヘ報告ノ件 (五月)

第四号 監視以下ニ給スヘキ被服ニ関スル件

(七月)

【大正十三年 例規録】

第一号 雇員傭人細別名称中削除追加ノ件

(二月)